

目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会会議録

名 称	令和元年度第4回目黒区地域福祉審議会計画改定専門委員会
日 時	令和2年2月5日（水）午後6時30分～8時30分
会 場	総合庁舎本館2階大会議室
出席委員	石渡委員長、北村委員、山田委員、徳永委員、中崎委員、岩崎委員（専門委員）
欠席委員	北本副委員長、平岡委員、中島委員
区側職員	上田健康福祉部長、田邊健康福祉計画課長、小野塚健康推進課長、橘碑文谷保健センター長、細野福祉総合課長、伊藤介護保険課長、松下高齢福祉課長、保坂障害福祉課長、檜本生活福祉課長、篠崎子育て支援課長、後藤保育課長、酒井教育支援課長
傍聴者	4人
配布資料	<p>資料1 付託事項「障害のある人への支援の充実」</p> <p>資料2 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について（厚生労働省社会保障審議会障害者部会資料）</p> <p>資料3 第3回計画改定専門委員会に係る意見</p> <p>資料4 目黒区障害者計画改定に関する意見（目黒区障害者自立支援協議会）</p> <p>資料5 成育基本法（略称）について（厚生労働省「健やか親子21」推進協議会総会資料抜粋）</p> <p>資料6 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について（厚生労働省子ども家庭局長通知）</p>
会議次第及び主な発言	<p>1 開会</p> <p>委員長 専門委員を紹介する。</p> <p>健康福祉計画課長 本日付けで早稲田大学教授の岩崎香氏に専門委員を委嘱した。岩崎氏は、障害福祉を専門とされ、区では障害者自立支援協議会会長や障害者差別解消支援地域協議会会長等を務められている。専門委員の委嘱は計画改定に係る審議終了までである。</p> <p>2 目黒区障害者計画改定に関する意見（目黒区障害者自立支援協議会）について</p> <p>委員長 障害者自立支援協議会から審議会会長あて障害者計画改定に関する意見が提出された。障害者自立支援協議会会長を務められている岩崎委員から内容を説明いただきたい。</p> <p>委員 （資料4により説明）</p> <p>委員長 障害者自立支援協議会と関わりのある委員から補足はあるか。</p> <p>委員 私は障害者自立支援協議会の防災部会に関わっており、ここでもよく話すのだが、いわゆる受援者の責任を果たすことが大事だと思う。現場の状況を行政にしっかり伝えていくことも受援者の責任だ。関係者と連携しながら物事を進めていかなければならないと感じている。それぞれ違う障害がある中、前進して</p>

いくためにはどうしたらよいか考えていくことも受援者の責任である。お互いを理解するための啓発に努めていく必要がある。

委員長 障害者自立支援協議会は、7つの部会を中心に幅広い検討を行い、この意見を提出された。いただいた意見は審議会の議論に生かしていく。質問等はあるか。

委員 区の障害者支援において先駆的と思うところ、また、弱いと思うところがあれば教えてほしい。

委員 障害者自立支援協議会と関わり始めて十数年となるが、区の障害福祉の状況は、以前とかなり変わってきた。行政も熱心に取り組んでいる。この間、多くの社会資源ができた。区内には精神科病院がなく、精神障害者の地域移行は他自治体に比べて弱いと思っていたが、昨年度から大きく追いつけてくれた。精神科病院に個別にアンケートを取って、足を運んでいただいている。機動力が目覚ましく上がっている。発達支援拠点や生活支援拠点も整備されたし、以前は手薄と思っていたグループホームも近年整備が進んだ。

ただ、民間事業者が新たな法律に付いてきていないように感じることもある。高齢分野は介護保険制度導入時からケアマネジャーが入って相談支援が進んだと思う。一方で、障害分野は以前からサービスがあり、その途中でケアマネジャーが入ってきたという経緯もあり、相談支援が十分ではない。障害福祉サービスの入り口である相談支援の充実に向けて、人材育成が今後さらに求められる。障害者自立支援協議会では、各部会が積極的に活動しており、この勢いで事業者と行政が手を取り合って進めていくことができれば、素晴らしいサービス体系が出来上がると思う。

障害者自立支援協議会に関わっていて、もどかしいと感じているのは教育現場のことである。最近、子ども部会を中心に教育との連携が進んできた。また、医療的ケア児支援関係機関協議会の発足により障害のある児童への支援は充実してきたが、福祉と保健、医療の連携だけでなく、教育との連携をより積極的に進めていかなければならないと思う。

委員 私は、都の障害者団体にも関わっているが、他自治体の情報を聞いていると目黒区はかなり進んでいると感じる。目黒区の福祉をさらに伸ばすためには、行政と障害者団体が一体となって取り組むことが大事である。

委員長 目黒区の福祉は都内でも進んでいるほうだと私も実感している。先ほど福祉と教育の連携という意見もいただいた。発達障害に関しては、サービスを確実に提供できるような医療との連携が新たな取り組みとして期待される。

目黒区障害者計画改定に関する意見（目黒区障害者自立支援協議会）についてはこれで終わる。

3 付託事項「障害のある人への支援の充実」の検討

障害福祉課長 （資料1により説明）

委員長 （4）障害のある児童の健やかな育成のための発達支援について。区立幼稚園・こども園に在籍する要支援児（特別な支援が必要な幼児）の数は急増し、平成31年4月時点で、全3園の園児数に対する要支援児の割合は18.2%とのことである。要支援児とは、どのくらいの範囲を考えているか。また、誰が要支援児との判断を行っているか。要支援児に対して具体的な施策の検討などが始まっているか。

教育支援課長 学校運営課長が欠席のため代わりに答える。資料記載のとおり

園での集団保育の可能な要支援児の受入を行うため、各園に特別支援補助員（非常勤職員）等を配置している。平成31年4月時点における特別支援補助員の配置人数は15人である。

要支援児は、特別支援補助員の配置が必要な幼児であり、その割合が全体の18.2%ということである。一人ひとりの状況を見定めてアセスメントし、必要な職員を園に加配している。要支援児の割合が高くなる理由は、区立幼稚園・こども園では、入園児を公平な抽選によって決めているためと考えている。

委員長 私立園で受け入れない幼児も公立園では受け入れているとのことだが、要支援児の判断をしているのは誰か。

教育支援課長 入園前に教育委員会や全こども園の教職員が会議体をつくり、子ども一人ひとりにアセスメントしている。

委員長 区が区立幼稚園・こども園の入園前に要支援児の判断をしており、とても丁寧な支援が行われていると再認識した。これからも注目していきたい。

委員 幼い頃から健常児と障害児の交流を進めていかないと共生社会の実現はできないと思う。また、オリンピック・パラリンピック開催を控えて、バリアフリーのまちづくりを前面に打ち出して、推進していくための応援者が要と思う。

障害福祉課長 障害者計画では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、福祉のまちづくりの施策として、バリアフリーの考え方を浸透させていくことを掲げている。トイレやエレベーターを含めて、一定以上の大きさの施設は、都の福祉のまちづくり条例の対象となっている。今後も建て替えや街の再開発において、ユニバーサルデザインやバリアフリーは進んでいくと思う。ハード面の整備と、心のバリアフリーといったソフト面の整備を両面で進めていかなければ、本当の意味で障壁の解消にはならない。引き続きしっかりと進めていきたい。

委員 やまゆり園の事件を思い出して、相互交流にもっと真剣に取り組んでいかなければならない。あの事件は衝撃的だった。区では、障害者と関わる仕事をしている人のストレスチェック等を実施しているが、職場環境の整備についてもっとPRして区全体で取り組んでいかなければならない。

委員 「(1)身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり」と「(3)ともに暮らすまちづくりの実現」の表題が分かりにくい。どのような視点で分けているか。

障害福祉課長 「(1)身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり」には、相談支援体制、権利擁護、人材確保等について記載している。「(3)ともに暮らすまちづくりの実現」には、バリアフリーやユニバーサルデザイン、住まい、グループホーム、防災関係等を記載している。サービス提供等のソフト面と施設整備等のハード面に分けている。

委員 ともに暮らすということは権利擁護と感じる。表題から中身をイメージしづらい。

障害福祉課長 どのような整理をしていくかは、今後検討したい。

委員 要支援児について。区立幼稚園・こども園への入園は抽選で、私立園に入園できなかった幼児が区立園に入園するという説明があった。保育園、幼稚園、こども園は新制度により一元化された。私立幼稚園児の保護者は小学校受験を考えている人も多いことから、区立園の要支援児が18.2%というのは理解できる。要支援児の受け入れが進んでいる保育園では障害のある子もない子も区別されていないので、子ども同士が触れ合う機会があるが、小学校に行くとまた雰囲気

気も変わり、障害のある子と一緒にだと勉強が進まないという親もいる。目黒区は地価も高く、高学歴・高収入の家庭、教育熱心な親が多いと思うが、意識を変えていかなければ、「ともに学ぶ」というほうにはいかないと思う。

教育支援課長 学校教育においては、教員の配置等の必要も含めて国や都の基準がある。通常学級、または特別支援学級の生徒数に対する教員数の基準がある中で、区としてできるだけ「ともに学ぶ」ということに配慮して推進していく考えである。保護者の理解が進んでいないことも聞いている。現在進めている特別支援教育推進計画の改定においても、教員、児童・生徒、保護者や地域の方々への啓発、学校の中での交流や心のバリアフリーをさらに前進させていくために、交流及び共同学習のスタッフを新たに配置していく考えである。

委員 交流及び共同学習のためのスタッフを配置するとのことだが、具体的な方針があれば教えてほしい。

教育支援課長 障害のある子と障害のない子がともに学ぶことは通常の状態では難しいので、担任のほかにスタッフを配置することで「交流及び共同学習」を実施していく。

委員長 教育支援課で教員や支援員の配置だけではなく、地域の力をどう活用するかという発想で、開かれた教育を目指してほしい。過去の事件等も配慮しながら、地域のボランティアや親にも協力してもらおう等、違う発想を取り入れたらよいのではないか。

委員 (2) 誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくりについて。資料に「障害のある人が豊かで充実した生活を地域で送ることができるように、スポーツ、芸術文化、余暇活動等の多様な活動の場の提供と社会参加のために必要な環境を整備する」とある。この芸術文化とは、障害者アート展というところからよいか。芸術文化として、障害者アート展や子どもの展覧会を継続的に実施していくことが大切と考える。

休止された区立小中学校の特別支援学級の連合運動会を復活させて、通常学級の小学生とも交流できるプログラムを取り入れてほしい。

障害福祉課長 今年度は、目黒区美術館で障害者アート展を実施した。これに限らず福祉作業所で行っている創作活動等、様々な場面で障害のある人の芸術文化活動を推進していきたい。今年度はオリンピック・パラリンピックの開催年であるため、ボッチャ、車いすテニス等のパラリンピック競技の体験等を実施している。パラリンピック閉会後も引き続きスポーツや芸術文化の場を提供していく。障害者アート展は次年度も実施予定である。

教育支援課長 特別支援学級の連合運動会は、中央体育館改修に伴い休止している。連合運動会は、近隣小学校の通常学級児童の参加や見学を実施しているが、校長会から近隣の小学校だけでよいのかとの意見もあり、見直しはあり得る。

交流及び共同学習について補足する。通常学級にも支援が必要な児童はいるが、そのような場合は有償ボランティアに入ってもらっている。

委員長 支援が必要な児童について有償ボランティアが活動しているならば、大学生や高校生にも入ってもらおうなど次の展開を考えてほしい。

委員 (1) 身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくりについて。今後の方向として、「高次脳機能障害、発達障害、精神障害等の様々な障害特性を踏まえた保健・医療・福祉関係機関との連携については、各事業の充実を行うとともに、障害者のみならず家族への支援体制の充実を図る」とあるが、医師会の方に聞いたところ、高次脳機能障害と発達障害は、まだ把握しきれていない

部分があるとのことだ。保健・医療・福祉関係機関が連携するということをごどのように考えているか。

障害福祉課長 高次脳機能障害については、障害当事者とその家族からなるNPO団体が区内にあり、高次脳機能障害に対応した就労支援等を行っている。この団体は、都の若年性認知症関連の委託事業を実施しているほか、今年1月には区民向け、支援者向けの学習会を実施した。

委員 目黒区には障害者就労支援センターがあるが、全ての就労希望者が就労しているわけではない。障害当事者は地域で働くことがよいと思う。地域で就労できる場をぜひつくってほしい。国や都との連携をお願いしたい。

障害福祉課長 障害者就労支援センターに開拓コーディネーターを配置し、地域で就労できるよう努めているが、所定労働時間に満たない短時間労働の掘り起こしや、障害特性に応じた多様な就労等への対応が求められている。今後考えていかなければならない。

委員長 障害者自立支援協議会からの意見にもあったが、共生型サービスにどのように着手していくのか。事業者側では何か動きはあるか。他自治体でも共生型サービスの展開に向けた動きがないと聞く。

委員 共生型サービスについて。資格要件や事業展開に壁があると思う。資格要件のハードルが上がることによって理念よりも人を中心に考えてしまう。ここはスキルを上げなければいけないときだが、共生型サービスを始めることで従業員が辞めてしまうのではないかと不安になったりして、事業所の質の低下につながる心配がある。共生型サービスとして様々なことをやろうとすると、本筋の事業が少しおろそかになる傾向がある。

高齢のサービスを提供する事業者が障害のサービスも提供しようとする、方向性がずれていってしまう。マネジメントをするほうは地域の課題を理解しているが、現場からは、どうやって理解すればよいのか分からないという声が出る。以前、試行で居宅支援事業者と相談支援員を併せ持ってやってみたところ、精度にばらつきが見受けられた。介護保険のケアマネジャーと相談支援員とでは、考え方やソーシャルワークの概念の理解にずれがある。医療連携においても高齢と障害では違いがあり、連携の仕方に疑問を感じた。また、共生型サービスを区内の事業所が実施するためには、資金力やネットワークがないと難しいと思う。

障害者雇用に関しては、ある事業者が企業協同組合により障害者雇用を集合させることを始めたという話を聞いたが、その情報があれば教えてほしい。

障害福祉課長 障害者雇用については、特例子会社を活用して法定雇用率の算定に入れるという考え方がある。中小企業にとっては法定雇用率を満たすのは難しいため、都は中小企業の事業組合における障害者雇用を法定雇用率に算入できる仕組みをつくった。

委員 共生型サービスについては、これまで関わりを持っていなかった事業所にメリットを感じてもらえるよう新しい情報を事業所間で提供し始めたところである。就労支援や発達支援の相談を初めて委託された事業所に運用のノウハウがない場合、区内事業者間でノウハウを共有することはできないのか。障害者グループホームが区内に14か所あるが、その運営事業者は職員の教育の仕組みやスキーム、アプローチの仕方に独自のノウハウを持っていると思う。介護事業者の場合、競争原理が働いてノウハウを他事業所に出しづらいが、区の委託事業者間では共有したほうがよいのではないか。

目黒区障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所があるが、3年間で結

果を出すというのは違うのではないか。成果が出ているフォーマットやスキル、プログラムの共有はできないのか。できるのであれば、そのフォーマットを使うことによって事務の効率化を図ることができる。

委員長 親亡き後の課題として、成年後見制度の利用促進も話題になっている。成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行により、市町村による成年後見制度利用促進基本計画の策定や、利用促進のための中核機関の設置に関して社会福祉協議会との連携が求められている。区の動きを教えてください。

健康福祉計画課長 区は、社会福祉協議会の権利擁護センターめぐろを成年後見の推進機関に位置付けている。国から示されているとおり、この推進機関を中核機関としていく方向で社会福祉協議会と連携して検討を進めている。

成年後見制度利用促進基本計画策定においては幾つかのハードルがあり、まだ詰め切れていない。現時点では、保健医療福祉計画の改定に合わせて成年後見制度利用促進基本計画を策定することは考えていないが、認知症の方や精神障害、知的障害の方などの高齢化により、成年後見制度の必要性は高まっており、利用促進は大きな課題だと考えている。

委員 社会福祉協議会では、市民後見人の養成や専門職とのネットワークづくりのほか、個別のケースにおいても区と連携しており、地域包括支援センターからの連絡を受けて必要に応じた現実的な対応を的確に行っている。

障害者の就労支援について。社会福祉協議会は法定雇用率を達成していない。以前、障害者就労支援センターから短時間勤務の相談があり、仕事を切り分けて集約することを検討したが、仕事の規模が中途半端で1人分の雇用に結びつかなかった。都内の社会福祉協議会が共同で雇用できる仕組みがあれば、これも一つの方法と思う。そのような仕組みづくりが難しいならば、特別区で実施している身体障害者を対象とする障害者採用という形で、一般の業務が可能な人を雇用することになるかと考えている。その人に合った働き方で、何人かの人に少しずつ業務を切り分けてということは、実際に検討してみると難しいと感じた。

委員長 成年後見制度の上手な利用方法を検討している自治体も出てきている。システムができると親亡き後の安心や地域の活性化につながっていく。

社会福祉協議会の障害者雇用については、引き続き検討をお願いしたい。

委員 厚生労働省では障害福祉サービス等報酬改定の検討が始まり、私もアドバイザーとして検討チームに参加している。民間事業者は障害福祉サービス等の報酬に一喜一憂していると思うが、区では報酬についても検討して、区独自の補助や事業委託を積極的に実施しているのでありがたいと思う。

報酬の中身によって事業の展開が随分変わっていく時代である。高齢分野よりも障害分野のほうが人材不足は深刻である。障害者は高齢者のようには身近におらず、具体的なイメージを抱きにくいいため、障害者施設で働こうと思ってもらうことがより一層難しい。区には、障害理解だけでなく、福祉業界で働くことについても普及啓発をお願いしたい。そのためには教育分野からの力添えも必要である。また、医療職を配置すると加算がある、あるいは、よりよりサービスを提供できるので、看護師や保健師等、医療職の方々に福祉の現場で働いていただきたい。障害のある人たちと一緒に働くことは魅力あるものだということを福祉サービス事業者も広く伝えていかなければならない。行政からも後押ししてほしい。

委員長 社会福祉協議会も福祉教育に関わることには大きな意味がある。社会福祉協議会は人材育成の点でも様々な役割があると思う。取り組みを進めてもらいたい。

委員 (4) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援について。今後の方向として、「保健・医療・福祉が連携し、妊娠期から母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談体制を整備し、障害の早期発見・早期療育に取り組み」とある。我が子に障害があるのではと不安に思う親ほど、健診や相談に行かない傾向があると思う。従来の周知方法に加え、新たなアプローチを考えた方がよい。

碑文谷保健センター長 区では、子育て世代包括支援センターを開設し、碑文谷保健センター、保健予防課、子育て支援課が連携して、アウトリーチの視点から、遊び場に来た方に対して困り事はないかと声掛けしたり、子育て支援課の保健師が児童館や家の近くに出向いて相談にのったりしている。相談の中で得た情報は、碑文谷保健センターも共有し、保健師の訪問等につなげている。

委員 碑文谷保健センターでは、健診に来られない方を把握して、アプローチしているか。

碑文谷保健センター長 健診に来られない方は、地区担当の保健師が把握し、定期的な働きかけを行っている。アプローチしても会えない、応答がない場合は、子ども家庭支援センターとも情報共有しながら実態調査等を行っている。

委員長 地域の見守り体制が大事になっている。民生委員との連携も大切である。都の児童虐待防止の普及啓発キャラクター「OSEKKA I (オセッカイ)くん」のような存在も大事である。

本日は、国の資料も幾つか配付されている。説明をお願いします。

障害福祉課長 (資料2により説明)

委員長 資料5、6の説明はあるか。

障害福祉課長 成育基本法の内容をお知らせするための参考資料であり、説明は省略する。

4 その他

委員長 次回の計画改定専門委員会は、3月24日、火曜日、午後6時30分からとする。なお、第4回地域福祉審議会は2月21日に開催予定である。

他に意見等がある場合は、意見募集用紙にて提出してほしい。

5 閉会